

## 令和2年中における遺失物・拾得物取扱状況について

### 1 主な特徴

#### (1) 遺失（落とし物）

遺失届の受理件数、現金及び物品点数のいずれの取扱いも前年を下回り、過去5年間をみても最低の統計数値となっています。

#### (2) 拾得（拾い物）

拾得届の取扱いも遺失届と同様の傾向となっています。

### 2 県警察からのお知らせ

#### (1) 現金や物を落としたら、「遺失物検索システム」の活用を

秋田県警察ホームページの遺失物検索システムにキーワード（例：財布等）を入力すると、過去3か月前までに拾われた物品等については、拾得物として検索結果が表示されます。

表示内容は、拾得日、特徴（例：物品の場合は財布等の主な品名、現金の場合は千円未満か千円以上か）、拾得場所（例：秋田市（店舗））、問い合わせ先等です。

※ 令和2年中の同システムへのアクセス数は16,158件

#### (2) 落とし物を拾ったら

○ 速やかに警察又は施設に届けましょう。

7日以内（施設の場合は24時間以内）に提出しないと拾得者の権利がなくなります。駅や店舗などの施設で拾った場合には、その施設に届けてください。

○ 警察署・交番等に届け出て、拾得物件預り書を受け取ってください。

警察署・交番等で遺失者がいないかを調べます。

○ 拾得された物件と遺失届を警察がシステム等で照合します。

・ 遺失者が判明した

遺失者に落とし物を返還する場合は、警察から遺失者に連絡します。

・ 遺失者不明

警察から返還の連絡がなく3か月を経過した場合は、拾得者が所有権を取得します。

#### (3) 持ち主に返還される割合が高い

落とされた方（遺失者）に返還される割合は、

現金が65.3%

物品が42.7%

と高いことから、落としても諦めずに最寄りの警察署・交番等へ届け出てください。